

〔問1〕

第1

甲は、約1年半にわたり、自宅の隣家に住むAに向けて、Aに精神的ストレスによる障害が生じるかもしれないことを認識しながら、連日連夜、ラジオの音声や目覚まし時計のアラーム音を大音量で執拗に鳴らし続け（以下「本件行為」という。）、Aに精神的ストレスを与え、よって、Aに全治不詳の慢性頭痛症、睡眠障害、耳鳴り症を生じさせた。

そこで、甲に、傷害罪（刑法（以下、法令名省略。）204条）が成立するかを検討する。

第2

1 本件行為から発せられる騒音の程度は、Aの身体に物理的な影響を与えるものではなかった。そのため、本件行為は、暴行罪（208条）の「暴行」には該当しない。そこで、本件行為のような無形的方法による行為が、傷害の実行行為といえるかどうかが問題となる。

2 傷害の実行行為は、人の生理的機能を害する現実的危険性があると社会通念上評価される行為であるため、そのような生理的機能を害する手段については限定がなく、物理的有形力の行使のみならず、無形的方法によることも含む。

また、個々の騒音の程度は未だ傷害の実行行為に当たらないとしても、長期にわたり音声を流し続ける一連の行為を全体として捉えることで、実行行為性を認めることができる。

3 甲は、約1年半という長期間の間、連日連夜、A宅に向けてラジオの音声や目覚まし時計のアラーム音を大音量で執拗に鳴らし続けた。これら一連の本件行為によって、Aには、精神的ストレスによって全治不詳の慢性頭痛症、睡眠障害、耳鳴り症が生じた。これらの症状は、Aの生理的機能を害した結果であるといえる。よって、本件行為は、傷害の実行行為に該当する。

4 また、本件行為によって、Aに上記症状が生じたことから、傷害結果及び行為と結果との間の因果関係も認められる。さらに、甲は、本件行為時に、Aに精神的ストレスによる障害が生じるかもしれないことを認識していたため、傷害の故意も認められる。

第3

以上のことから、甲には、傷害罪（204条）が成立する。

〔問2〕

第1

甲は、Aに嫌がらせをしようと考え、A宅前の道路脇に停められていたA所有の自転車（以下「本件自転車」という。）を自宅の庭まで運び、そこに隠した。

そこで、甲には、窃盗罪（235条）が成立するかどうかを検討する。

第2

1 窃盗罪の成立には、他人が占有する他人の所有物を、占有者の意思に反して、自己または第三者の占有に移転させたことと、故意および不法領得の意思が必要である。

2 甲は、Aが本件自転車を道路脇に停めて離れたところ見て、本件自転車を運んだ。そのため、その時点で、本件自転車にAの占有が認められるかどうか問題となる。

⑧ (1) 占有とは、物が占有者の支配力の及ぶ範囲内の場所にある状態のこと、事後的支配がある状態のことをいう。他人に占有が認められるかどうかは、財物自体の特性や財物の置かれた場所の状況、被害者が財物から離れた際の時間的・場所的接近性、被害者の認識・行動、財物に対する実力的支配の可能性や排他性から判断する。

(2) Aは、本件自転車に乗ってA宅を出たが、忘れ物に気付いて引き返し、本件自転車をA宅前の道路脇に一時的に停めた。そこで、本件自転車は、Aの支配するA宅に非常に近接した場所に置かれていたといえる。また、Aは、本件自転車がA宅前の道路脇に停めてあることも認識している。さらに、甲が本件自転車を運んだとき、Aは、A宅内にいた。

これらの事情から、甲が運び出す時の本件自転車は、Aの事後的支配が認められるため、Aが占有していたといえる。

4 次に、甲は、当該行為をAに対する嫌がらせ目的で行っている。そのため、不法領得の意思が認められるかどうか問題となる。

⑨ (1) 不法領得の意思とは、権利者を排除し、他人の物を自己の所有物と同様にその経済的用法に従いこれを利用し又は処分する意思のことをいう。後段の利用処分意思が認められない場合には、財物を専ら毀棄・隠匿する意思を有していた場合や、財物から直接得られる効用を享受する意思がない場合が考えられる。このような場合には、毀棄罪(261条)が成立しうるにとどまる。

(2) 甲は、Aに対する嫌がらせ目的で、本件自転車を自宅の庭まで運び、そこに隠した。このことから、甲は、本件自転車を専ら嫌がらせ目的で毀棄・隠匿する意思を有していたといえることができる。よって、甲には、本件自転車の利用処分意思が認められず、不法領得の意思は認められない。

6 したがって、甲には窃盗罪は成立しない。

第3

次に、甲の当該行為が、器物損壊罪(261条)に該当するかどうかを検討する。

器物損壊罪の実行行為である毀棄とは、財物の効用を害する一切の行為をいう。そのため、隠匿も毀棄に含まれると解すべきである。

甲は、本件自転車を自分の庭に隠匿しているため、毀棄行為が認められる。また、甲は本件自転車を隠匿する認識を有しているため、故意も認められる。

第4

以上のことから、甲には、器物損壊罪(261条)が成立する。

〔問3〕

第1

甲は、司法試験当日、試験会場に赴き、選択科目の答案用紙の氏名欄にAと記載して選択科目の答案一通を書き上げ、これを試験監督者に提出した。

そこで、甲に、私文書偽造罪(159条1項)が成立するかどうかを検討する。

第2

1 私文書偽造罪が成立するには、事実証明に関する文書などを行使の目的で偽造したことで、その故意が必要である。

2 事実証明に関する文書とは、実社会生活に交渉を有する事項を証明する文書をいう。

司法試験の答案用紙のような、個人の特定の知識・スキル・能力が一定の基準を満たしていることを公式に認めてもらい、国家資格を取得するために用いられる文書は、実社会生活に交渉を有する事項を証明する文書といえる。

したがって、甲が氏名欄にAと記載して答案を書き上げた司法試験の選択科目の答案用紙は、私文書偽造罪の客体である事実証明に関する文書といえる。

3 次に、偽造とは、名義人と作成者の人格の同一性を偽ることである。甲は、当該答案用紙の名義人であるAの依頼を受けて、当該答案用紙の氏名欄にAと記載し、提出した。そこで、このように文書の名義人の承諾がある場合には、偽造といえるかどうかを検討する。

✕ (1) 文書の作成者とは、文書に表示された意思が自己のものとして帰属される主体のことをいう。そこで、名義人の承諾がある場合、その文書に表示された意思は、通常、承諾を与えた名義人に帰属するため、作成者は名義人となり、両者の人格は一致する。そのため、原則、名義人の承諾がある場合は、偽造は成立しない。

しかし、例外的に、文書の性質上、名義人以外の者が作成することが許されない文書については、名義人の承諾があっても偽造が成立するというべきである。なぜなら、このような文書については、文書に表示された意思を名義人に帰属させることができないので、名義人は作成者となりえず、名義人と作成者の人格は一致しないからである。

(2) たしかに、甲は、名義人Aから、当該答案用紙の作成を依頼され、承諾を受けた者である。しかし、司法試験は、Aが司法試験の合格水準を満たすかどうかを判定するためのものであって、その答案用紙は、A本人が作成してはじめてその目的を達成することができる性質を有する。よって、当該答案用紙は、その性質上、名義人以外の者が作成することが許されない文書といえることができる。

したがって、当該答案用紙は、名義人Aと作成者甲の人格の同一性を偽ったものである。そのため、甲の行為は、偽造に当たる。

5 そして、甲は、Aから、司法試験の替え玉授権を依頼されているため、当該答案用紙の名義人をAとして試験監督者に提出するという行使の目的が認められる。また、甲は、上記偽造行為についての認識を有しているため、故意も認められる。

第3

以上のことから、甲には、私文書偽造罪（159条1項）が成立する。